

墨田区立幼稚園・学校における「風水害」に対するガイドライン【概要】

1 墨田区としての基準

墨田区に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された場合、各園・学校は基準に基づいて、安全対策を講じる。

(1)登校(園)前に発令された場合	(2)登校(園)後に発令された場合	(3)災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合	(4)移動教室等宿泊行事が予定されている場合
ア 午前7時までに解除 ・平常授業を原則とし、午後まで授業を実施する。 ・給食食材等の納入が遅れた場合などについては、教育委員会と協議する。	ア 幼稚園 ・状況を判断して「降園時刻前」又は「一時待機」してから、保護者引き取りによる降園	ア 午前7時までに解除 ・教室環境を復旧する。 ・可能なら登校(園)時刻を送らせて午前中のみ授業実施	・学務課、指導室と実施可否等について協議 ・現地の状況を踏まえたうえで実施する場合は、集合、出発時間、行程、実施内容の変更等安全対策を講じる。
イ 午前7時までに解除されない ・臨時休業	イ 小・中学校 ・状況を判断して「下校時刻前」又は「一時待機」してから、「緊急下校連絡票」等に基づいて対応	イ 午前7時までに解除されない ・臨時休業	

- 1 「大雪警報」については、登降園、登下校、出退勤に支障が生じる可能性を教育委員会で判断し、対応する。
- 2 「各種注意報」発令の段階では、原則平常授業とする。
- 3 臨時休業の決定については、各ホームページに掲載するとともに、COCO等により学校から保護者に連絡する。
- 4 臨時休業が行われた際は、ICTを活用したオンライン授業等により児童・生徒の健康観察を行うとともに、指導計画等に基づき、学習指導を行い、学びの保障に努める。

2 課題

計画運休、気象状況等による、臨時休業の判断時刻について現在は当日「午前7時」だが、早い判断を求める声がある。

3 判断時刻の見直し案

前日午後5時の段階で1回目の判断を行い、最終判断を当日午前7時に行う。

見直し理由)最近の社会状況により、計画運休の発表や企業の出勤対応等の判断が早まってきており、学校の判断を合わせていく必要があるため

4 判断フロー図

午後5時前の段階で以下の状況があった場合、臨時休業の実施について教育委員会が検討を行い、午後5時までに1回目の判断をする。

- ・計画運休が発表され、教員の出勤が困難となる可能性が高い。
- ・墨田区内に特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)又は警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪)が午前7時まで発令されている可能性が高い。
- ・その他、登降園・登下校・出退勤に支障が生じる可能性が高い。

臨時休業とする

- ・区や学校のホームページに掲載する。
- ・区から一斉にCOCOOで保護者に配信する。
- ・原則、学校は、学びの保障に向けた学習計画、健康観察、安否確認等の準備をし、保護者に周知する。

午前7時に最終判断する

- ・区や学校のホームページに掲載する。
- ・区から一斉にCOCOOで保護者に配信する。

午前7時の段階で墨田区内に、特別警報(大雨・暴風・暴風雪・大雪)又は警報(大雨・洪水・暴風・暴風雪)が

発令されている

発令されていない又は解除されている

臨時休業とする

- ・区や学校のホームページに掲載する。
- ・区から一斉にCOCOOで保護者に配信する。
- ・原則、学校は、学びの保障に向けた学習計画、健康観察、安否確認等の準備をし、保護者に周知する。

臨時休業としない

- ・区はホームページ、COCOOで授業の実施と登校(園)時の安全について周知する。
- ・学校は教員の出勤体制を把握する。
- ・学校は補教体制も含め、教育活動の調整を行う。
- ・給食提供は、食材等の納入、調理士の体制等から学校で時程を調整するなど判断する。